

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	「家業」としての名望家：「財団法人義倉」理事の地域貢献と家 永続
Author(s)	平下, 義記
Citation	史学研究, 305 : 191 - 217
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055675">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055675</a>
Right	
Relation	



## 「家業」としての名望家

—「財団法人義倉」理事の地域貢献と家永統—

平 下 義 記

### はじめに

近代日本の地域社会における行政・教育・企業経営は地主・資産家、より広く言えば名望家によって支えられていた。かつての地主制史研究が彼らの地主経営・有価証券投資に論点を絞っていたのとは対照的に<sup>①</sup>、名望家史研究は、彼らの多様な地域貢献の在り方を、それ自体として明らかにしてきた。

ここでは、近代の地域社会において租税負担や寄付行為が有産者の責務となっていたこと<sup>②</sup>、貧困者救恤や地域金融、地方議会での政治活動や行政の担い手としての在り方<sup>③</sup>、地元企業の設立やその経営、投資活動などが注目され、論者によってニュアンスの差異はあるものの、かかる諸活動が地域社会での名望調達とパートナーであるように説明されてきた<sup>④⑤</sup>。

これに加えて、名望家の地域貢献が地域社会の側から促さ

れていた事実や<sup>⑥</sup>、府県の政策実施において名望家に依存する領域が日露戦後に狭くなったこと<sup>⑦</sup>、地方の企業が中央企業に合併されることで名望家の企業出資の位置付けが低下していったことが明らかにされつつある<sup>⑧</sup>。先行研究の成果を総括すれば、名望家の地域貢献は日露戦後期までに極大化し、以後、デモクラシーや農民運動によりその役割が低減していったかのようである<sup>⑨</sup>。

以上を踏まえ、本稿が問題としたいことは次の二点である。第一に、地域貢献による名望調達は、短期間に実現するものとは限らない、ということである。持続的な地域貢献を名望調達に不可欠な要素と理解すれば、世代を超えた地域貢献をなしうる経路を特定する作業が必要である。第二に、地域貢献の事実が、名望家の家経営とどのように関わっていたのかが十分に明らかになっていないことである。そのため政治

的・経済的地位の維持のために地域貢献がなされたと指摘されつつも、それが真に彼らの地位の維持、より広く言えば家の永続に寄与したのが不分明であった。本稿は、名望家を個人としてよりも「家」として捉える視点に立つことで、彼らの地域社会への関わり方を、個人の生涯を越えて長期的に検討していく。

このような研究的理解に基づき、本稿では、名望家の多様な地域貢献の中でも、公益法人への関与を重点的に取り上げたい。公益法人とは、明治民法第三四条の規定により設立された、「公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノ」を指すが、特に財団法人は設立時の資産提供と複數理事の運営への持続的な関与が必要であった。在地レベルの財団法人の理事は初期資本の拠出のみならず運営労力を持統的に提供する故に、その階層は必然的に名望家に限られる。公益法人の歴史研究としては、東京所在の大規模法人を対象としたものがいくつかあるが、在地レベルの事例研究は、あまり進んでいない。

公益法人は、彼らの「家」が継承され、名望が再生産される過程を観察する際の定点に位置付けることができる。なぜなら公益法人の経営は、理事の「家」の継承を越えて持続するからである。そして、公益法人は理事の意思決定により事業支出をするため、その経営を通じた理事の効用最大化が可能であった。つまり、公益法人の活動からはその理事らが何を重視して地域貢献をしていたかを、明瞭かつ長期的に読み

取れるというメリットがある。

さて本稿は、「財団法人義倉」（現・広島県福山市）と、義倉で理事職を継続的に務めた家々に着目する。まずは義倉の概要と財団法人化の経緯について整理する。義倉自体の成立は一八〇四年、福山藩領内の豪農商の共同出資と藩の援助を得て初期の資産を形成し、藩領レベルで低利金融や事業支出を通じた地域社会の持続的再生産を目指していた。その運営は初期資本を出資した家々が企画、藩庁との合議の上でなされていた。経営基盤としては金融業で資本を利殖して、その収益で領内の土地を購入して小作地として貸し出し、小作米を換金して現金収入を得ていた。これにより資産は拡大し、一八六一年には貸付銀高五二五貫目、小作地は五五町（購入資金累計銀五一三貫目）、総資産はメー一〇〇〇貫を超えていた。事業支出の面では、維新前は藩庁への持続的な寄附、義倉の担い手を含む領内の豪農商層の家名再興、地域社会の文教事業への寄附、凶作時の救恤米支給などをしてきた。

維新後は、廃藩置県により藩庁の関与が無くなったため、藩庁への寄附は消滅し、初期資本を出資した家々が事実上の世襲で独占的に意思決定を担った。さらに義倉経営の純益の一部を出資者の家に分配することを始め、運用規則に出資者の家経営の保護を明記するなど、出資者のための営利企業的な性格を併せ持つようになった。一方で、松方デフレ期に貸付金の担保土地が一挙に流れ込み、資産構成は土地に大きく偏り（最大約一三〇町歩）、キャッシュフローが悪化して地

域社会への寄附も一時途絶した。<sup>14</sup>

維新後の義倉は、いわば担い手の利益のための土地会社とも言うべき存在となつたのであるが、それを問題視した旧福山藩士族は、一八九一〜九三年に義倉資産の帰属が士族や地域社会にあることを主張して事件を起こした。この事件の背景には、義倉資産の所有権者が法的に曖昧であつたこと、義倉の地域貢献が途絶していたことがあつた。<sup>15</sup>そのため義倉は、義倉資産の帰属に法的根拠を与え、かつ、地域貢献を組織目的の中に明確に位置付けることを目指して組織変革し、一九〇〇年から財団法人経営をスタートした。<sup>17</sup>

以上の経緯により、義倉はその意思決定が法人化時の出資者で固定され、事務経費や俸給を差し引いた年間純益を三等分し、一つを地域への事業支出に、二つを出資者の家に分配し、三つを積立金とするなどの特徴を持つた。法人化後の資産は、戦前期を通じて土地が大部分を占めていた。したがって義倉の経営基盤は地主的土地所有である。

より積極的に、財団法人義倉の理事という特定の家に着目する意義を二点指摘する。第一に、義倉の理事連中の家業は地主、商人、政治家など一様ではなく、家産と名望の維持に成功した家もあれば、家名維持にとどまつたレベルの家もあつたことである。このような家の在り方の多様さは、地域貢献と家経営の関係を問題とする本稿の分析視角を多角化してくれる。第二に、義倉の財団規定上、理事就任の資格が固定的であつたことである。義倉理事は、財団登記時の出資者

を評議員とし、その中から互選で就任していた。そのため、事実上それは有力出資者の世襲であつた。名望家の地域貢献を長期的に見る上で、義倉は好個の事例となる。

以下、まず第一章において、義倉の理事家の盛衰と、義倉を介した彼らの地域貢献が名望調達に寄与したことを論じていく。それを踏まえて第二章では、義倉からの経済的利得や義倉の保護により理事家が家永続を実現した事実を解明する。分析期間は、財団法人経営がスタートした一九〇〇年から終戦の一九四五年までに設定する。これは地域社会において名望家が果たした役割を公益法人との関連において長期的に読み解こうという問題関心と、名望家が寄附行為で地域貢献できる余地は戦後において縮減するとの想定による。<sup>18</sup>

以上の分析視角と期間の設定を通じて、義倉の理事がいわば「家業」として義倉に関わつていた故に地域社会への持続的貢献が可能となつていたこと、そして義倉からの経済的利得と家永続の保障が彼らの名望家としての地位の維持に決定的に重要な役割を果たしたことを、本稿は実証する。本稿の作業は、従来の研究史が名望家の議会での活動や企業経営への関与、自身の寄附行為を通じた名望の調達を問題としてきたことに加えて、公益法人への関与を通じた名望調達のルートを新たな論点として研究史に付け加えるものである。

## 第一章 財団法人義倉理事の地域貢献

本章では、義倉理事の就任状況を確認し、彼らの地域社会における事蹟を各種の刊本資料に基づき明らかにする。さらに、義倉の事業支出が理事の意思決定によりなされたことで、彼らの名望調達が成功裡になされたことを実証していく。

まずは一九〇〇年の財団経営スタートから終戦時の一九四五年までの理事就任状況を整理した表①の検討を通じて、分析対象を絞り込む。義倉の理事職は、出資者の子孫である（A）石井家（G）大戸家の七つの家の互選で、上位四名が就任二年任期、再任可という規程により決められる。

さらに「理事中」から専務理事と常務理事を互選する。職掌としては、専務理事は「財団ノ事務ヲ総理シ義倉ヲ代表」する者、常務理事は「義倉ノ事務ヲ処理」して専務理事代理を務めうる者、「理事ハ義倉ノ事務ヲ分掌」する者と定められているように、理事職の中にも序列があった。<sup>19)</sup>

出資比率の高さと理事就任期間の間に明確な因果関係はなさそうだが、義倉への出資比率が一〇％以下の（F）河相淳一郎家、（G）大戸ナオ家の二家は、戦前を通じて理事への就任実績がなく、分析期間を通じて意思決定のプロセスに関与していない。一方で、専務理事・常務理事への就任は、理事相互の互選により権威付けされている意味でも、義倉経営や事業支出の在り方を主導的に決めうるという意味でも、義倉の中で重要な意味を持っていた。後述するように、石井家

や信岡家は、専務理事ないし常務理事の立場を活用して事業内容や支出先の誘導をしていた。

以上の検討を踏まえた上で、本稿ではその分析対象を、一義的には理事就任の有無に基づき、以下の五つの家に限定す

表① 義倉理事職の就任状況

家No.	出資比率	人名	専務理事	常務理事	理事	就任期間
A	30.0	石井英太郎	21			21
		石井貞之介	9		8	17
B	20.0	信岡仁三郎		8	8	16
		信岡錦一	4	6	18	28
C	20.0	神野利右衛門		15	7	22
D	10.0	河相三郎	11		29	40
		河相寿太郎		1	3	4
E	10.0	河相一郎		8		8
		河相直吉			9	9
F	8.3	河相淳一郎				0
G	1.7	大戸ナヲ				0

### 歴代の専務理事

1900～1921年 石井英太郎（A）

1922～1930年 石井貞之介（A）

1931～1941年 河相三郎（D）

1942～1945年 信岡錦一（B）

出所）各年「勘定帳」、「会議録」（義倉文書）。

注）出資比率は、義倉資本金10万円に対する各家の拠出割合を指す。

る。すなわち、(A) 石井家、(B) 信岡家、(C) 神野家、(D) 河相(三郎)家、(E) 河相(一郎)家であるが、彼らはそれぞれ、地域社会のなかでどのような立場にあったのか、またそれは時期によりどのように変化したのか。

資産家地主、企業役員に関する刊本資料、地元新聞や人物誌等のできる限り調べて、これらの情報を整理したのが、表②になる。彼らの家業は、大きくは地主家(石井家・信岡家)と、商人家(神野家・河相三郎家・河相一郎家)に分けられる。政治活動への関与については、河相三郎家が最も深く関わっており、石井家・信岡家は普通選挙制の導入後に居村で村長職にあったことから、名望家としての地位維持に成功していたと言える。

納税額・資産の記録から戦前期を通じた家の盛衰を見ると、順調に家産を保ったのは信岡家と河相三郎家、やや家産を減じたのが石井家、大幅に家産を減らす傾向にあったのが神野家、河相一郎家、と区分できる。石井家、神野家、河相三郎家は、一八九八年調査で相互に地元企業の役員を兼任していたが、石井家は一九二〇年代に、神野家は〇〇年代に企業経営から離れた。地域社会の中で名望家としての評価を保ち続けたのは、石井家、信岡家、河相三郎家の三家である。そこでの判断基準は、事実としての地域貢献の有無だけでなく、同時代の彼らへの社会的評価、具体的にはその事蹟を賞賛する地元新聞記事と同時代の人物誌記述の有無である。以下、新聞記事の検討を通じて、彼らの事蹟における義倉

理事職の位置付けを考える。一九〇九年の石井英太郎の大日本農会表彰を報じる記事では、石井英太郎が、郡農会長として農事改良を主導したこと、かつ義倉に補助金支出を促したとある。<sup>20</sup> すなわち郡農会創立時に「義倉をして其経費を補助せしめ以て其成立を助け」たり、「毎年維持費として其補助を継続せしむ」とあるように、義倉の農会への寄附が石井家の主導であるとされ、農会への「義倉の補助金を増加せしめ又深安農会創立以来会長長の任を受け農事の改良発達に努力しつゝあり」とある。

しかし石井家の名望は、英太郎だけの事蹟により確立したものでなかったし、英太郎本人の代で消滅するものでもなかった。曾祖父の代から八〇年以上にわたり独自の救恤を施したことが「奇特」であるとか、一九二七年の英太郎の死亡記事に「義倉財団理事として地方開発に貢献してある功績は容易に忘却することは出来ない、現に嗣子貞之助氏が義倉財団理事、郡教育会長、盈進商業学校長、深津村長などの栄職にあるは全く」英太郎の「余栄」とされたのは、そのためであった。<sup>21</sup> 祖先からの持続的な地域貢献により石井家の名望は調達され、その「余栄」として継承できるのが、「義倉財団理事」であった。

信岡家について見ると、一九三二年の記事に以下のようにある。<sup>22</sup> 信岡錦一は、多くの農事改良事業を通じて「多角農業の先駆」として「地方農業者の指導誘掖」を果たし「農家の勞力合理化に益した」と賞賛され、地元農村での精神修養講

表② 理事家の業績一覧

家№	当主氏名	義倉理事職	納税額・資産	企業役員	政治活動・団体役員	名望家評価			
						新聞	人物誌	判定	
A	石井英太郎	1900～20 専務理事	1884 地価33,317円	1898 広島県農工銀行理取 (同、1907、14、20年) (株) 松永銀行監査役	1879～1880 広島県福山中学校校長 1896～1909 深津郡農会会長	○	○	○	
			1890 直接国税1,645円 地租11,620円 所得税25円						1914 (株) 福山銀行相談役 (同、1918年)
			1897 直接国税908円 地租8,46円 所得税62円						
			1898 地価34,646円						
			1907 地価13,333円						
B	信岡仁三郎	1921 理事 1922～30 専務理事 1935～41 理事	1898 地価14,961円	1898 福山倉庫(株) 取締役 1907 (株) 松永銀行取締役 (株) 福山銀行取締役 (14年、18年(は取締役) (株) 福山貯蓄銀行取締役 (同、1914年、1918年) 1911 福山瓦斯株式会社社長 (～1912年、18年(は監査役) (株) 松永実業銀行取締役 1914 (同、1918年)	1926～32 深津村長 1934 盈進商業学校校長 1936 盈進商業学校理事長	○	○	○	
			1900～07 理事 1908～15 常務理事						1907 地価13,291円
	信岡錦一	1918～35 理事	1925 直接国税2,093円 地租994円 所得税1,099円 資産70万円		1925～45 戸手村会議員 1927～43 芦品郡教育会長	○	○	○	
		1936～41 常務理事	1939 納税額2,367円		1943～45 戸手村長				
		1942～45 専務理事						△	

「家業」としての名産家―「財団法人義倉」理事の地域貢献と家水統―（平下）

C	神戸利右衛門	1884 地価32,983円 1898 地価26,818円	1898 (株) 福山銀行監査役 (株) 松水銀行専務取締役 (株) 福山貯蓄銀行監査役 福山倉庫(株) 監査役 (株) 福山米細取引所理事 備後製糸(株) 専務取締役	1889～1916 福山町会議員一級議員	—	—	×	
	D	河相三郎	1898 地価16,381円 1898 所得税1,231円 1914 営業税48円 1914 営業税185円	1898 (株) 福山銀行専務取締役 (1907.14.18は取締役) (株) 福山倉庫(株) 専務取締役 福山倉庫(株) 取締役 福山勲業(株) 取締役 (株) 福山米細取引所理事 福山製糸(株) 業務担当	1889～1916 福山町会議員一級議員  1916～20 福山市会議員、議長 1920～24 衆議院議員	○	○	○
E	河相一郎 河相直吉	1900～01 理事 1916～20 常務理事 1921～35 常務理事	1925 資産120万円 納税額3,993円	1914 両備軽便鉄道(株) 取締役 (18.30年は社長) 高井軽便鉄道(株) 取締役 (株) 広島合同貯蓄銀行取締役 (同.35年) 西備製鐵(株) 取締役 福山水滙市場(株) 社長 (同35年、39年) 神高鉄道株式会社社長 (同39年)	1924～28 福山市会議員、議長	○	○	○
		1931～41 専務理事	1930 福山水滙市場株式会社監査役 (同35、39年) 中国化学工業(株) 監査役	1935	—	—	×	
	河相寿太郎	1930 営業税2,141円 所得税6,781円	1930 福山水滙市場株式会社監査役 (同35、39年)	—	—	○	△	
	河相直吉	1937～45 常務理事	1939 中国化学工業(株) 監査役	1898 福山町会二級議員	—	—	×	

出所) 理事就任情報は表1と同じ。納税額・資産の出所は以下の通り。各年「貴族院議員多額納税者議員互選名簿」(原資料は各年「広島県報」に記載、1925年以前の納税額は「門田祐・坂根弘」(戦前期)広島県資産家に関する基礎資料(1)、「(広島大学経済学論叢) 34.4、20(1)年」に依拠。それ以後の納税額・資産額は下記の諸資料による。1889年「芸備地師持一覧」(都道府県別資産家地主総覧広島編)所収、1898年「日本全国商工人名録」第2版(同)所収、1907年「広島県地価一万円以上地主」(同)所収、1914年「日本全国商工人名録」第5版(同)所収、1925年「貴族院多額納税者議員互選資格者調」(大正昭和)「日本全国資産家地主資料集成Ⅲ」所収。1939年「貴族院多額納税者議員互選人名総覧」(大正昭和)日本全国資産家地主資料集成Ⅵ」所収。1930年「大日本商工人名録」第11版、「都道府県別資産家地主総覧広島編」所収。企業役員については、各年「日本全国諸会社役員録」による。1898～1925年については「門田・坂根」基礎資料(2)、「(広島大学経済学論叢) 34.3」を参照しつつ、原資料で一部補った。それ以後の情報は国立国会図書館アジアゾリアアーカイブズで閲覧・調査。政治活動・団体役員の情報も、「福山市史」等の自治体史、「芸備都誌」等の地誌類の他、下記の「人物誌」の記述を参照した。「広島県紳士名鑑」(国民教育普及社、1917年)、「広島県人物評伝」(広島通信社、1923年)、「広島県人物評伝 総編」(広島通信社、1925年)、「広島県紳士録」(西日本興信所、1935年)、「政治産業文化備後総合名鑑」(備後文化出版社、1959年)、「備後文化出版社」(備後文化出版社)。

(注) 1) 企業役員は、各年度の「役員録」に記載されたものを列挙。調査年度は1898、1907、1914、1918、1925、1930、1935、1939。未調査年度になされた就任は未詳。繰越年度で同じ企業役員として確認された場合は、初出年度に追記した。2) 政治活動については資料的に確認できたものを全て枚挙した。団体役員については、町レベルの団体の役員を列挙すると煩瑣なため、郡レベルの団体役員に限定した。3) 名産家新聞について、「新聞」は「芸備日日新聞」「中国新聞」における事業費記事が確認できれば「○」、未確認は「—」と表記。「人物誌」は「出所」記載の語文獻で事業費記事が確認できれば「○」、未確認は「—」とした。「判定」は、新聞・人物誌ともに確認できた場合に「○」、どちらか1つが未確認の場合「△」、2つとも未確認の場合「×」と表記した。

習会や農繁期託児所経営により「地方文化の上に貢献」したこと、次いで「財団法人義倉の理事として社会事業につくし」ているという。そして「これら幾多の功績により衆望は期せずして氏にあつまり」、芦品郡農会長、郡畜産組合長に「累選」されたが、「その間に承けた報酬はあげてこれを各団体事業費に寄附して団体事務の整備と事業の発展につくし」た、とされている。

信岡家が独自に進めた農事改良と文化振興と並んで、「財団法人義倉の理事」としての功績が相まって「衆望」を集めていたことを、この記事は示している。そして信岡家は、「衆望」の帰結として得た「報酬」を全て寄附に回すことで、さらに高い評価を得ていた。これらの記述は、信岡家の家経営における義倉の位置付けを評価する際に重要な意味を持つてくる。「報酬」返上は義倉からの経済的利得があったからこそ可能だったというのがここでの想定であるが、その是非は第二章で明らかにするだろう。

さて、石井家の「余栄」や信岡家の「衆望」が、義倉を通じて地域貢献により調達されたとすれば、それとは異なるパターンで名望を得ていたのが、河相三郎であった。一九二四年に河相三郎が福山市会議員選挙に立候補した際の新聞記事には、次のようにある。まず河相三郎は「重望、双肩に乗る」者として「福山の為に欠くべからざる人材」であると評価される。ところがこの「重望」は義倉の地域貢献とは別の活動によりもたらされていた。「父祖代々経営して大を致せる義

倉財団に理事として地方公共事業に尽瘁」しているが、それは「君の家業の一端」であって、「福山に欠くべからざる所以のものは他に存する」という。その「所以」とは、衆議院議員や福山市会議長として芦田川改修事業に貢献した事実、「あらゆる権威ある地方会社に重役の椅子を有せぬは稀」という企業経営者としての実績、つまりは政治・経済活動こそが河相家の「重望」の「所以」であった。河相三郎家は、石井家・信岡家と同様、義倉を通じて、世代を超えて持続的に地域貢献をする家とみなされていた。ただし、ここでのポイントは、「家業」（義倉理事職）とは別のものとして、政治的・経済的な活動を通じての名望調達のパターンもあつたと読み取れることである。

そこで以下、義倉の地域貢献がなぜ／どのように理事の名望調達に作用したのかという観点から、表③に整理した義倉の事業支出を取り上げる。ただし、紙幅の制約から、事業内容の詳細な分析は別稿を期したい。ここでは、分野別のウエイトが時期によりどのように変わったのか、そして、そのウエイト変化に義倉理事がどのように関わったのか、という論点に絞ることで上述の課題に接近したい。事業支出の分野別ウエイトに着目すると、一つに分析期間を通じた「教育分野」への傾斜の大きさ、二つに時期を降るほど多様化する事業内容、を大きな特徴として指摘できる。

一つめの論点として、分析期間を通じて「教育関係」への支出が多いことに着目する。一九一〇年の九四・〇%

「家業」としての名望家―「財団法人義倉」理事の地域貢献と家永統―（平下）

表③ 義倉の事業支出実績

(%)

年度	事業支出 (円)	教育関係				救恤関係			勸業・インフラ関係			その他				
		小計	学校・ 団体	学資 貸与	図書館 経営	小計	救恤・ 衛生	軍事・ 恤兵	救貧 事業	小計	勸業	イン フラ	小計	神社 仏閣	小作人 保護	公益 質店
1900	1,718	14.8	14.8	—	—	31.6	0.1	31.5	—	46.3	37.0	9.4	7.2	7.2	—	—
1901	1,186	21.1	21.1	—	—	6.4	0.6	5.8	—	63.6	61.1	2.4	8.9	8.9	—	—
1902	1,441	67.1	57.6	9.4	—	19.6	10.9	8.7	—	11.3	10.4	0.9	2.1	2.1	—	—
1903	2,429	33.2	10.5	22.6	—	39.2	39.2	—	—	27.3	26.6	0.7	0.3	0.3	—	—
1904	3,696	24.2	6.2	18.0	—	70.9	1.0	69.9	—	4.1	4.1	0.1	0.8	0.8	—	—
1905	4,702	25.5	7.9	17.6	—	68.1	0.9	67.2	—	3.7	3.5	0.2	2.6	2.6	—	—
1906	2,247	64.6	24.8	39.8	—	21.3	6.5	14.8	—	10.0	9.2	0.8	4.2	2.4	1.8	—
1907	4,382	27.7	11.6	16.1	—	62.1	2.3	59.8	—	8.3	7.6	0.7	1.9	1.1	0.8	—
1908	4,336	75.0	52.9	22.1	—	12.8	2.7	10.1	—	10.7	6.9	3.8	1.5	0.5	1.0	—
1909	6,620	89.3	9.5	14.3	65.4	2.3	2.3	—	—	6.9	4.8	2.1	1.5	1.5	—	—
1910	11,582	94.0	12.4	11.8	69.8	1.5	1.5	—	—	1.5	1.4	0.2	2.9	2.9	—	—
1911	4,566	84.7	31.8	27.0	25.8	2.1	2.1	—	—	7.9	2.8	5.1	5.3	5.3	—	—
1912	6,118	49.2	12.7	13.3	23.1	37.6	37.6	—	—	2.7	2.7	—	10.6	3.9	6.7	—
1913	4,029	71.1	20.4	14.2	36.5	7.9	7.9	—	—	9.1	5.3	3.7	11.9	1.7	10.2	—
1914	4,541	71.4	26.1	11.5	33.7	12.9	3.2	—	9.6	5.3	2.3	3.0	10.5	1.3	9.1	—
1915	4,528	71.8	18.0	21.7	32.0	9.2	1.5	—	7.7	6.6	5.0	1.5	12.4	5.1	7.4	—
1916	4,144	64.9	9.7	18.2	37.0	16.3	10.9	—	5.4	5.8	3.9	1.8	13.0	4.8	8.2	—
1917	4,320	74.4	26.7	11.8	35.9	5.2	2.5	—	2.7	5.1	4.5	0.6	15.2	6.9	8.3	—
1918	11,080	29.8	9.4	4.9	15.5	58.0	47.8	—	10.1	3.2	3.2	—	9.1	5.6	3.5	—
1919	15,178	38.2	16.3	6.9	15.0	47.2	36.8	—	10.4	3.7	2.6	1.1	10.9	1.8	9.1	—
1920	11,220	63.9	23.1	16.7	24.1	25.3	16.0	—	9.4	3.2	2.2	1.0	7.6	1.2	6.4	—
1921	22,111	38.0	14.1	10.1	13.8	8.3	1.8	—	6.5	3.7	2.3	1.4	50.1	4.8	—	45.2
1922	10,018	72.8	17.4	24.0	31.4	6.3	1.1	—	5.2	3.8	3.4	0.4	17.2	0.8	16.4	—
1923	11,439	68.4	13.2	28.9	26.2	25.8	21.3	—	4.5	2.8	1.5	1.3	3.0	0.3	2.7	—
1924	14,865	87.3	31.4	22.3	33.6	4.4	1.0	—	3.3	3.7	3.7	—	4.7	2.4	2.3	—
1925	12,971	83.5	16.8	24.7	41.9	12.2	3.1	—	9.1	4.3	3.6	0.7	0.1	0.1	—	—
1926	14,475	74.7	19.6	22.0	33.1	18.7	4.3	—	14.4	5.8	3.9	1.9	0.8	0.8	—	—
1927	13,430	78.1	11.9	26.3	39.9	16.4	0.1	—	16.2	5.2	4.2	1.0	0.3	0.3	—	—
1928	17,781	55.5	8.0	20.6	26.9	14.0	1.7	—	12.3	10.3	9.8	0.6	20.1	0.3	19.9	—
1929	14,226	74.5	15.3	27.4	31.8	20.4	2.8	—	17.6	3.3	3.1	0.2	1.8	1.8	—	—
1930	14,892	75.4	5.4	32.9	37.1	2.2	0.8	1.3	—	4.5	3.4	1.1	17.9	3.7	0.8	13.4
1931	20,966	45.7	4.6	17.1	24.0	51.7	33.9	0.5	17.4	1.4	1.3	0.1	1.2	0.1	1.0	—
1932	16,399	54.2	5.5	16.6	32.1	44.2	31.0	0.7	12.5	1.0	0.5	0.4	0.7	0.7	—	—
1933	12,430	76.6	20.3	11.3	45.0	21.8	1.8	1.6	18.4	0.8	0.8	—	0.7	0.7	—	—
1934	11,970	68.4	9.5	12.5	46.4	29.7	7.8	1.0	21.0	0.7	0.4	0.3	1.2	1.2	—	—
1935	11,779	72.0	16.5	7.6	47.8	25.0	0.6	—	24.4	2.4	0.7	1.7	0.7	0.7	—	—
1936	15,089	54.7	9.6	7.6	37.6	22.7	1.5	1.7	19.6	22.1	2.1	20.1	0.4	0.4	—	—
1937	18,379	41.2	4.8	8.2	28.2	57.7	2.1	39.3	16.3	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	—	—
1938	17,316	36.1	2.3	6.1	27.7	62.5	18.6	26.8	17.0	0.3	—	0.3	1.2	1.2	—	—
1939	11,436	52.4	4.8	6.6	40.9	43.7	0.0	10.6	33.0	3.5	2.7	0.7	0.5	0.5	—	—
1940	14,073	50.6	7.1	4.7	38.8	46.7	0.5	18.3	28.0	2.6	1.8	0.8	0.1	0.1	—	—
1941	24,513	33.2	3.4	3.8	25.9	36.8	13.3	23.5	—	28.8	20.4	8.4	1.2	1.2	—	—
1942	20,348	37.8	9.0	3.9	24.9	36.4	16.6	19.8	—	5.1	—	5.1	20.6	20.6	—	—
1943	27,965	32.5	2.8	4.6	25.1	49.2	33.4	15.7	—	0.5	0.5	—	17.9	17.9	—	—
1944	23,781	39.9	6.7	7.3	25.9	25.0	16.0	9.0	—	35.1	33.0	2.1	—	—	—	—
1945	25,245	22.4	1.3	5.6	15.5	63.2	11.2	52.0	—	14.4	14.3	0.2	—	—	—	—

出所) 各年度「公益事業補助出金勘定」、「公益事業補助出金内訳帳」(義倉文書)。

注) 事業内容の小分類は「内訳帳」に即している。「インフラ」は原文書では「道路・橋梁」。

大分類は小分類を性格が近いもので筆者がまとめたものである。

(二〇八八七円)を最高として、五〇%以上が投入された年次は二八回を数える。そしてこの傾向は、地域社会の資金需要と義倉の意図的な資金投入の両面から特徴付けられていた。

まず、地域社会における教育資金の需要について、日露戦後の義務教育年限延長により起きた小学校増改築問題と、義倉と理事家の対応を取り上げる。一九〇七年の小学校令改正による義務教育年限の延長は小学校児童の増大による校舎の収容不足を招き、その増改築が町村レベルで財政問題となった。その財源は①村税、②寄附金、③公借金であるため、町村負担の重さ(①+③)は、②寄附金の多寡と③公借金金利の高低により決定される。

一九一〇年、芦品郡戸手村、これは常務理事信岡家の居村であり、義倉の所有地もあった村であるが、その村が「尋常小学校校舎増築及敷地ヲ今回買入」する経費として、予算四二九〇円の内に「相当ノ御寄附」と「公借」の引き受けを、寄附金額、公借金額、金利のいずれも記さずに義倉に「懇願」してきた。義倉は「創立者ノ一人所在地」であるので「特別ノ処置」として二〇〇円の寄附を決定(②)、さらに二七五〇円を「公借金」として年利七・五%三年賦で引き受けた(③)。つまり戸手村は、総予算の六八・八%(②四・七%、③六四・一%)にあたる二九五〇円を義倉から調達できた。

まず、義倉の寄附金について検討する。義倉は大地主として多くの町村に土地を所有していた。戸手村に限らず、小学校増改築がなされた一九〇八―一〇年にかけて、多数の寄附

実績があり、それらは全て義倉の所有地がある町村だったが、戸手村の二〇〇円は最高額で、次点は一〇〇円の事例が三件あった。<sup>25)</sup>その中から、予算総額が分かる坪生村への寄附との比較を通じて、戸手村への寄附を位置付けてみたい。<sup>26)</sup>

義倉は坪生村に六・七町の土地を所有し、地価は二九八三円、村全体に占める割合は面積ベースで八・五%、地価ベースで四・九%だった。坪生村の小学校新築総予算は二六〇〇円で、義倉はその内の三・八%相当を寄附した。翻って戸手村は、義倉所有地二・四町、地価一三三六円で、それは戸手村の全耕地に対して、面積ベース一・四%、地価ベース二・六%に過ぎないが、小学校予算に対する義倉の寄附金の割合は四・七%であった。つまり、義倉から見た村別の土地所有の多寡の面でも、村側から見た義倉の土地所有の割合の面でも、戸手村は坪生村より低い位置にあったが、絶対額でも予算総額に占める割合の面でも、戸手村は坪生村より手厚い寄附を受けていた。

ただし、信岡家自身は、戸手村小学校増改築費に寄附をしていない。その代わりに、一九一〇年三月一二日付で「義倉創立者所在地ナルニ付特別」に二〇〇円を寄附するので領収書を発行するよう、「義倉常務理事・信岡仁三郎」の名義で戸手村長に書状を出したと信岡家は記録している。<sup>27)</sup>一方で、信岡家文書には、義倉が他村の小学校に寄附した事実は記されておらず、この領収書発行依頼状については義倉文書に記述がない。このような史料の残り方は、戸手村への義倉の手

厚い寄附を実現したのが自身の功績であると、信岡家が考えていたことを示唆している。

ついで、公借金については、まず金利の高低が問題となる。

戸手村公借金の金利七・五%は、優遇された金利だった。これは他村への義倉の公借金と比べて一・五%ポイント低かった。例えば、深安郡春日村に一五〇〇円三年賦年利九%、倉光村外四ヶ村組合にも、四五〇〇円三年賦九%で義倉は公借金を引き受けている。これらの条件は、いずれも村側から金額と金利が提案され、義倉との交渉を踏まえて決定された。戸手村の公借金は金額・金利ともに借り手側の提案がなく、それが義倉と戸手村の間で協議された記録もない。寄附金額も利率も義倉理事会が一方的に決定したものである。つまり戸手村は、義倉から低利金融を受けることで、他村に比べて村民負担を安上がりには繰り返すことができた。

以上より、第一に、信岡家はそれ自体としては家経営にとつて支出増となる居村小学校への寄附をせず、その代わりに義倉から手厚い寄附金を引き出すことで、地域社会への貢献を実現できた。村側から見れば、信岡家のおかげで義倉から小学校増改築資金に多めの寄附を得ることができた。第二に、公借金の借入経緯を見ると、戸手村は自村民の負担総額を抑えつつ有利な資金調達に成功し、そこでの交渉コストを負担していなかった。つまり戸手村は他村に比べて優位かつ容易な資金調達に、信岡家のおかげで成功した。

さて、教育への傾斜は義倉の意図的な資金投入にもよる。

最大の要因は一九〇九年に始まる義倉図書館の設立とその経営である。分析期間中、全事業を通じて最多額の延べ一五二五二円がそれに充てられており、それは事業費総支出の二九・二%を占めている。

まず、図書館事業を主導したのは、当時の専務理事・石井英太郎であった。信岡家の設立準備覚書によれば、「本春以来書籍ハ続々買入為シ」て、山口、大阪、京都、岡山、広島など他都市の図書館を視察していたこと、さらに「此設置ニ付テハ、石井専務理事尤担任セラル」とある。初代館長は倉田準五郎、彼は初期議会において衆議院議員をつとめ、後に福山の企業役員を歴任したが、実は石井英太郎の実弟で倉田家に養子に入ったという経歴を持つ<sup>28)</sup>。さらに、義倉図書館の設立時の蔵書数一五〇〇冊の内、約七割にあたる一一〇〇冊は、福山中学校(誠之館)附属の書籍館から県知事の許可を得て払い下げられたものであった<sup>29)</sup>。つまり、事業計画の面でも、設立時の蔵書集積や人員配置の面でも、義倉図書館をリードしていたのは石井英太郎であった。

では、なぜ義倉は教育を重視していたのだろうか。その理由は、最大の出資者かつ最長の専務理事の職にあった石井英太郎自身が、近代教育制度を地域レベルで推進していたことによる。英太郎が福山の啓蒙思想家・窪田次郎の「力説する普通教育に共鳴」して「私費を投じて」啓蒙所を設立してそれが深津小学校の前身となっていたこと、福山中学校(誠之館)の初代校長であったこと(表②)は、そのことを端的に

物語る。石井家自身の地域貢献への関わり方が義倉の事業支出にも反映されていた。一九〇八年に信岡家は義倉の事業内容について講演した中で、「既に困窮に陥りたる者を救ふよりは寧ろ困窮に陥らざる方法を講ぜんことに勉め、専ら教育事業に力を尽くして居る」と述べている。<sup>32)</sup>

以上のように、分析期間を一貫した「教育関係」への事業支出の傾斜は、教育に関する地域社会の資金需要に應えることとで理事連中の名望調達を狙った側面、義倉理事家が教育への選択的な資金供給により「防貧」を実現しようとした側面、この両面によりもたらされていた。

二つ目の論点として事業内容の多様化を論ずる。表③によれば時期を降るほど事業支出総額も増加傾向にあり、かつ、事業内容が多様になっていった。特に、一九一四年からの救貧事業、一九二一年の公益質店の開業資金の支出など、教育分野以外への事業支出が増加していたことが、事業多様化の特徴である。ただし、事業支出の増加分が新事業の導入に充てられることは自明ではない。増加分を既存の事業に投入することも可能だったからである。そこには、事業内容の多様化を求める地域社会の側の事情と、義倉理事家の判断があったはずである。そこで、この救貧事業と公益質店を取り上げることにより、事業多様化の意義を明らかにする。

まず救貧事業についてその導入過程を中心に検討する。ここでは、理事家の拠点や義倉の所有地のある町村のみを対象とした救恤から、地域全体を対象とした救恤に拡大していく

ことを論ずることになる。義倉では、理事家の居村や義倉の所有地がある町村でコレラや赤痢などの流行病や、水火災などの災害が発生したときには、患者・被災者の内の「極赤貧者」に対して、町村役場を通じて「見舞金」や「救助費」などの名目で少額の寄附をしていた。表③の「救恤・衛生」に集計された事業支出がそれにあたる。一九〇九年には深津村（石井家居村）と戸手村で赤痢が発生、その患者の内「極貧困患者」二二戸にメ五三円が寄附された。<sup>33)</sup>

町村の保護対象に義倉が追加的に救恤するのがこの事業の基本線であった。ところが、救恤を必要とする者が行政の保護下にあるとは限らない。一九一〇年代以後の米価高騰は、この問題をより深刻なものとして浮かび上がらせ、義倉の理事家に貧困問題への対応を迫った。一九一二年一月、信岡家は戸手村居住で「若年頃ヨリ出入者」だったミトなる老女が「極赤貧ナルモ之ヲ養育スルモノナシ、戸籍向ニハ相続人アルニ付官ノ救助」もなく、「見テ居ル訳ニ至ラズ」として一日米三合を現物で支給することにした。信岡家は翌月、義倉理事会で発議し、「応分ノ救助」として五円を救恤金としてミトに寄附した。<sup>34)</sup> さらに一九一三年の一月、信岡家の発議により、義倉は「極困窮者へ対シ救恤金交付スル」ことを事業地域（深安・沼隈・苜品）の三郡長に交渉し、各郡の戸数比に応じて（郡役所→町村役場→「極困窮者」）のルートで「救恤支給」することを決定した。<sup>35)</sup> その後、二月に全戸数の約一％にあたる四九五戸を対象として二〇〇〇円が寄附された（表

③では一九二二年度「救恤・衛生」項目に計上<sup>(37)</sup>。以後、一九一四年から実態調査を伴う「救貧事業」が独立した事業費目として計上されるようになる。

次に、公益質店の導入を検討する。一九二二年七月、専務理事・石井英太郎を「主任」として一万円を投じて公益質店が設立された<sup>(38)</sup>。その目的は「貧者ニ対シ防貧ノ趣旨ヲ以テ少額低利ノ金融」を提供することであつた<sup>(40)</sup>。同年度は公益事業補助出金勘定の繰越金を使い例年の二倍を支出した。その一方で他事業は削減されていた。例えば、神職講習会に対して「当財団ニ於ても時勢の進展上新たに補助支出を要する事業も多く旧来のものは相当時機に打切る必要も有之候」として寄附の打切を英太郎は通告していた<sup>(41)</sup>。石井英太郎は、「旧来」の事業資金を、「時勢の進展」に適合する公益質店に振り向けたのである。

義倉公益質店の特徴とその意義は、次の①②③に整理される。①利用者の居住地域を限定していること(福山市・深安郡、芦品郡、沼隈郡)。これは他の事業の対象地域と一致しており、他の事業と相まって、地域内での義倉の役割の幅を広げるものだった。②貸出金額を低く設定していることである。設立時は一口五円、後に一九二四年から二〇円に上限が変更されたものの、そもそも上限の設定自体が一般の質屋とは異なる特徴であり、それは安価な質草しか調達できない階層のために設定されていた。③流質の際に利益が出た場合は債務者に返金すること、である。これにより、債務の清算に

より質店側が得るべき利得を、質入者側に譲っていた<sup>(42)</sup>。これは全国的にみても先駆的な取り組みであつた。以上、公益質店は専務理事・石井英太郎の主導により実施され、そこでは下級民が対象とされ、流質における利益返還制度などの珍しい取り組みがなされていたのである。

以上の検討を踏まえ、事業多角化の意義をまとめる。それは、義倉理事家あるいは義倉の土地所有とは無関係な地域・人びとに義倉資金が供給され、かつ彼らに義倉からの寄附金であることが明示されたことである。救貧事業に即せば、一九一八年には芦品郡国府村、これは義倉理事家の拠点でもなく、義倉の土地所有もなかつた村だが、その村役場から「御指示之趣」により救恤の対象者だけでなく「夫々組長ヲ立会セシメ」て支給したという礼状が提出されている<sup>(43)</sup>。公益質店についても、例えば一九四三年度の貸出口数一四一〇件の内、その職業は「労働者」二七三件が最多、ついで「小商人」が二六九件というように、都市部の下層民がその恩恵を受けていたのである<sup>(44)</sup>。

そのように事業支出を変容させねばならなかつた理由は、貧困問題が社会不安、治安の悪化として義倉理事家に認識されたことによる。例えば、一九一八年の米騒動のとき、信岡家は「米価問題ニ付未曾有ノ騒乱爆発」し、戸手村の隣村である「新市ニモ騒擾」を受けて、独自に救恤米の放出を決定<sup>(45)</sup>し、河相三郎家は福山市街地で経営する醤油店に「群衆」が押し寄せ、「値下ケノ談判」をされた<sup>(46)</sup>。農村部でも都市部でも、

義倉理事家は、米騒動により、より社会政策的な事業を拡充する動機を与えられたと思われる。事業多角化は、そのような動機の具体的現れであった。

本章の議論をまとめる。義倉の理事職は、一九〇〇～一九四五年の分析期間を通じて家産を維持した家、衰退した家など様々であったが、石井・信岡・河相三郎家の三家は、彼らが「家業」として義倉に関わったが故に名望を得ていた様子がうかがえた。実際、義倉の事業支出を見ると、理事家の地元を優遇したり、自らの理想とする事業を実現したりするための手段として義倉が役立っていた。ただし、この特徴は分析期間を通じて不変であったわけではなく、救済事業や公益質店の導入に見られるように、義倉理事家や義倉の土地所有とは無関係な階層を対象とした事業がなされていた。それは社会政策的な事業を拡大する動機が名望家たる理事職に与えられる状況になったことによる。

## 第二章 財団法人義倉理事の家永続

本章では、義倉理事連中の家永続において義倉が果たした役割を多面的に明らかにしていく。まず、義倉からの経済的利得が理事連中の家計においてどれほどの貢献をしていたのかを推計し、ついで義倉が理事連中の家永続を保障するためにとった方策を実証していく。これにより彼らの家永続と名望家としての地位の維持が実現されたことを主張する。

第一に、義倉からの経済的利得を理事連中の家計の中に位置付け、それが彼らの家経営においてどれほどの役割を果たしていたのか、検討する。論点を先取りすれば、義倉の利益分配は、米の配当、理事報酬と併せて、義倉の担い手の家計を強く支えていた。

経営文書が残る信岡家を事例としてそれを論証する。その推計結果を示したのが、表④である。信岡家の義倉資本金への出資割合は二〇%で、それに応じて、「利益分配」の二〇%を義倉から信岡家は受け取っていた。「報酬米」これは「創業者功德ノ報酬」という名目で、資本金の出資割合に応じて義倉から分配される米穀であり、近世期からの慣行によるものでもあったが、その二〇%に相当する米二〇石、さらに義倉理事の給与がこれに加わる。信岡家の経営の内実と年間収支は、一九一〇～三九年のうち、二〇年分が判明する。この二〇年分の信岡家の収入に対する、義倉の貢献度を推計した。信岡家の年間収入は平均二八三八円、そのうち義倉からの利得は平均三五九〇円（以上は名目値、物価変動は考慮外）、信岡家の収入の一・四%を義倉からの利得が占めていた（最低九・二%（一九一三年度）、最高一六・八%（一九三七年度））。信岡家家計の義倉への依存度は年度により差異があるが、やや若干上昇傾向にあった。この間、信岡家が赤字だったのは七回（△印）（一九二二、二四、二五、三一、三三、三六、三九年）、義倉からの利得が年間収支差引を上回った年度（★印）は四回（一九二〇、三〇、三七、三九）あった。後者は、義倉があつ

「家業」としての名望家―「財団法人義倉」理事の地域貢献と家業統一（平下）

表④ 信岡家家計と義倉からの利得（推計）

年 ※1	利益分配 (a)	報酬米 (円) (b) ※2	理事報酬 (c)	義倉からの利得 <sup>△</sup> (d)=(a) + (b) + (c)	家計収入 <sup>△</sup> (e)	「依存率」(%) (f)=(d)/(e) × 100	収支差引 (g)
1900	630	218	120	968			
1901	614	216	120	950			
1902	643	260	120	1,022			
1903	510	248	120	878			
1904	753	239	120	1,112			
1905	848	263	120	1,231			
1906	1,028	275	150	1,453			
1907	1,285	309	200	1,794			
1908	1,069	273	200	1,542			
1909	1,023	248	200	1,471			
1910	1,024	274	200	1,497	12,774	11.7	3,904
1911	1,333	317	200	1,850	15,630	11.8	5,722
1912	1,615	420	400	2,434	18,639	13.1	6,009
1913	1,656	382	320	2,359	25,511	9.2	10,298
1914	1,030	266	320	1,616			
1915	890	234	320	1,444			
1916	1,124	264		1,387	16,872	8.2	3,374
1917	1,920	401		2,320	26,847	8.6	8,419
1918	2,566	656	800	4,022	33,289	12.1	13,024
1919	3,937	904	800	5,641	48,515	11.6	26,453
★1920	3,447	728	800	4,976	40,771	12.2	4,824
1921	2,794	675	800	4,269	37,581	11.4	5,283
△1922	2,409	600	800	3,809	31,184	12.2	-3,018
1923	2,263	636	800	3,698	34,003	10.9	5,909
△1924	2,424	723	800	3,947	37,663	10.5	-3,067
△1925	2,976	669	800	4,444	38,705	11.5	-2,360
1926	3,140	714	800	4,654			
1927	2,910	638	800	4,348			
1928	2,480	521	800	3,801			
1929	2,292	590	800	3,682			
★1930	1,940	403	800	3,143	28,767	10.9	584
△1931	1,700	342	800	2,842	29,133	9.8	-21,794
1932	1,720	361	800	2,881	24,663	11.7	4,178
△1933	1,810	393	800	3,003	23,901	12.6	-8,527
1934	2,140	494	800	3,434			
1935	2,340	522	800	3,662			
△1936	2,544	570	800	3,914	25,116	15.6	-774
★1937	2,800	592	800	4,192	24,904	16.8	4,128
△1938	3,156	628	800	4,584	28,407	16.1	-2,259
★1939	2,674	982	800	4,456	31,566	14.1	4,236
1940	2,974	605	800	4,379			
1941	3,560	830	800	5,190			
1942	3,350	829	800	4,979			
1943	3,526	911	800	5,237			
1944	3,440	921	800	5,161			
1945	2,520	1,120	800	4,440			

出所) 各年度「義倉勘定帳」(義倉文書)、信岡家の家計収支は、棚橋久美子「地主制衰退期における地主経営の動向―広島県芦品郡信岡家を事例として―」(『内海文化研究紀要』17、1989年)、表1より。原文書は各年度「仕訳帳」(信岡家文書)。

- 注) 1) 年度数値のマークは、「△」が信岡家の家計収支が赤字だった年次を、「★」は義倉からの利得 (d) が収支差引 (黒字額、表の (g)) を上回った年次を示す。  
 2) 報酬米は、信岡家が毎年受領する20石を、義倉の小作料換金水準で円建てで評価した。  
 3) 空欄は、該当データが存在しない。

た故に赤字を回避したのであり、信岡家は、第一次大戦後恐慌、昭和恐慌などのダメージを、義倉からの利得によって緩衝できたのである。

義倉からの経済的利得の意義は、このような経営危機の回避に示されている。もし義倉からの利得がなければ過半の年度が赤字となったことを重視すれば、それは家永続にとつて無視できない問題となっていただろう。翻つて、信岡家は農会長などの報酬を各団体に寄附していたことで社会的評価をより高めていたが、「報酬」返上は、義倉からの経済的利得があつたからこそ実現したと見てよいだろう。

他の理事家について、義倉からの利益分配に客観的な位置付けを与えるため、一九一七年の所得税調査資料から石井英太郎、河相三郎、神野利右衛門の個人所得情報を整理したのが、表⑤になる。ここから、所得総額と義倉の利益分配の金額を比べてみたい。この資料で信岡家の所得情報が分かれば比較の正確さが保たれるのだが原資料が福山市・沼隈郡・深安郡のみをカバーしており、芦品郡戸手村を居村とする信岡家の情報は得られず、河相一郎家は福山市東町に拠点があつたが（当時の当主・直吉も含めて）資料に名前が見えない。

また、「所得税調査資料」は家計レベルで見た時、株式配当所得などは含まれていない。所得の源泉については土地や俸給などの分類があるのみで、個別の収入源については分からない。なお、義倉の利益分配については、税務署は「情実ニヨリ特ニ酌量」して三分の二を課税対象としていた<sup>⑤</sup>。要する

に、各家の所得全体は過少に表示され、ここでは義倉の利益分配も過少に計上される。また、計算を単純にするために、ここでは理事報酬と報酬米は考慮外に置いているため、「義倉からの利得」はさらに過少評価される。先の信岡家の推計からは精度において劣っており年次別の変化も分からないが、そのような制約があることを断つた上で検討を進める。

石井英太郎・河相三郎・神野利右衛門の「所得全部」に対する義倉からの「利益分配」金の実際額を「依存率」と見立てると、それらは石井家五四・七％、河相三郎家一四・三％、神野家一三五・五％と算出された。全体として「依存率」の高低にバラツキが大きいのが、これは各家所得の大小と、出資比率の違いによる利益分配金の多少による。ここから、義倉からの利益分配には、家により異なる位置付けがあつたことが分かる。

表⑤ 義倉理事家の所得に占める義倉の利益分配（推計）（1916年度）

家No	氏名	所得全部				利益分配 (b)	「依存率」 =(b)/(a)×100	
		土地	工業	俸給	その他			
(A)	石井英太郎	2,880	0	2,372	5	5,257	2,875	54.7
(C)	神野利右衛門	0	0	1,416	0	1,416	1,919	135.5
(D)	河相三郎	2,126	2,020	2,251	313	6,710	959	14.3

出所) 1917年「福山税務署管内所得金高下調」(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』(広島県、日本図書センター、1998年)、1916年度「義倉勘定帳」(義倉文書)。

低い方から具体的に述べると、河相家は「依存率二四・三%」だった。河相家は自家所有分土地からの所得二二・六円、工業からの所得二二・五円もあり、むしろ家計の重点はこちらにあったので、義倉からの利益分配の割合の低さは理解しやすい。石井家は五四・七%とかなり高くなっているが、石井家は義倉理事のうちの最大出資者として利益分配の三〇%を取得していたため分配額が最多になる。また、この時期は既に家産を減じていた(表②)。これらにより「依存率」が河相家より高くなったのだろう。神野家は一三五・五%と異常に高い水準だが、神野家の場合、土地所得、工業所得は計上されておらず、「俸給」として一四一・六円が計上されている。

この時期、土地所有も全くなく、企業役員にも就業していない(表②)。神野家は義倉からの利益分配だけで生活し、かつそれが控除されていたため、一〇〇%超の数値になったと思われる。一方、神野家の所得水準は福山市全体で上位一〇%階級に入る<sup>(18)</sup>。以上より、神野家は企業経営もせず家産を持たなくても、義倉からの利益分配だけで富裕者と呼ぶ水準の所得を得ていたことになる。

さて、第二に、理事家の家業承継の危機と、それへの義倉の対応を取り上げる。実は、第一章で分析対象として設定した五家の内、信岡家を除く四家が何らかの形で義倉から保護を受けていた。彼らの家業承継の危機は、その程度や背景がそれぞれ異なる。以下、(A)石井家、(C)神野家、(D)河相三郎家、(E)河相一郎家、それぞれの事例に即して、義倉

の対応策とその帰結をできうる限り具体的に実証する。

### I (A) 石井英太郎家の事例

第一章で述べたように、石井家はその社会的評価の高さと裏腹に、家産を減らしており家経営は安定していなかったようである。一九一八年、「石井家財政整理」のため、義倉は石井家居村の深津村田地一〇町余を五四四〇一円で買い取った。この価格は、土地の年間純利益を二二六四円と見積もり、利回りは三・九%で算出されていた。一九一九年の田地の一般利回りは七・九%であったので、一般利回りで価格を推定すると二七三九二円になり、取引額との差額は二七〇〇九円となる。つまり義倉は、利回りの面から見ると、相場の約二倍の価格で石井家から土地を買い取った。さらに、この義倉と石井家の土地取引には、「十ヶ年間本金(元価ノコト)同家(石井家)へ買戻シ約」という特約が付されていた。取引成立から一〇年間は、取引時の「元価」で義倉から土地を買い戻せるというわけである。この特約により、石井家は家政再建を目指し、一九二六年までの八年間をかけて、六町歩程度の「元価」買戻を実現した。ところが、残額一九四七七円(三・六町歩分)について、石井家から「都合ニヨリ、今回時価反当六百七拾円ニ引直シ、永久買受」が申請され、二四一六六円で再契約することを、義倉は了承した<sup>(19)</sup>。一九一八年の特約取引当初の簿価は「反当五百四拾円」であったので、この八年間で地価は二四%上昇したことになる。当

初の特約簿価と再契約時価の差分、四六八九円が石井家に支払われた。

以上より石井家は、一九一八年の特約の時点で相場の二倍の価格で一〇町歩もの土地を義倉に売り払い、事後八年間の地価上昇分含み益を義倉から譲り受ける格好で、約六・四町の土地の土地買戻に成功した。さらに、残りの三・六町についても、地価上昇分を再計算することで、新たな利益を得た。

一九三二年には、石井家は深津村の田四町余を二四五七二円で義倉に「家政整理ノ為メ買入レ方申出」で売却し（買戻特約なし）、さらに二三〇〇〇円を「十ヶ年間無利子年賦」の条件で義倉から借り受けた。このような度重なる資産売買と融資について義倉は、「全家〔石井家〕ハ本財団創立第一ノ篤キ関係アル」ので「特別ノ詮議ヲ以テ」やると記しているが、この「特別」な救助により、石井家は永続することが可能となったのである。<sup>(33)</sup>

## II (C) 神野利右衛門家の事例

一九〇一年一〇月、神野家は負債二三万円を抱えて破産した。<sup>(34)</sup> 負債の多さに加えて神野家は福山地方で企業役員を多く兼任していたため（表②）、「地方の経済界に大打撃を与えた」という。破産者は所有資産を競売にかけて現金を得て債務履行する義務がある。新聞記事によれば、神野家の資産競売後、「二万余円」が債権者に分配された。<sup>(35)</sup> 債務二三万円の内一万円が返済されたとすれば、四％に相当し、九割以上は、当面

のところ、債権者への損害となった。このような状況に立ち至ったため、義倉に対して利右衛門は一九〇二年に「家政上都合ニヨリ理事辞職候」という辞表を提出し、認められた。<sup>(36)</sup>

負債の背景は不明だが、その内実の第一は、信用貸、つまり個人的な信用を背景に、担保を付けずに他家から受けた融資であった。破産後に「相当ノ財産家ト信シ」ていたと信岡家が述べたように、神野家の信用不安は周囲に知られていなかった。<sup>(37)</sup> そのため信岡家は、「平素懇意セシト義倉ノ同僚」であったゆえに一五〇〇円の信用貸をしていた。その内実の第二は、金融機関を相手とする有担保の債務であった。この場合も、不良債権化によるトラブルが発生したと想像される。ここで重視すべきは、当時の破産制度では所有資産の範囲内での債務弁済をしても、債権者は債務者に対し、その債務履行を無限に請求できることである。<sup>(38)</sup>

実際、神野家の資産競売後の一九〇二年九月三〇日には、義倉と松永銀行との間で次のようなやり取りがなされた。<sup>(39)</sup> 神野家は塩田を抵当として義倉から三五〇〇円を借りていた。義倉はこの塩田に一番抵当の登記をしていた。さらに松永銀行にも神野家は同じ塩田を二番抵当として借金をしていた。神野家破産により、義倉と松永銀行は、同じ土地を差し押さえて債権を回収する必要に迫られていた。そこでは当然、義倉に債権回収の優先権があったのだが、松永銀行は「抵当物件価格底落、巨額ノ損金」となっており、「物件ヲ松永銀行ヘ引受修繕」して売却することで債権回収をしたいと義倉に

「嘆訴」した。

義倉は「如何ニモ氣之毒」だし、「法律上」未回収の「利子ハ徴収難成点モ有之」として、神野家への債権を次のように処理することで、松永銀行の債権回収を実現した。元金三五〇〇円、利子五二五円、債権全体を四〇二五円と見立て、この内約九%にあたる三六七・五円を「勘弁引」、さらに神野家から一五七・五円「三十四年度利子金半額取立」て、当初元金にあたる三五〇〇円をこの時点での義倉の債権とし、別に処理して債務履行と見なす。義倉は塩田への抵当権を解除、松永銀行が二番抵当の権利を行使して債権回収できるようにした。つまり、義倉は債権の一部を放棄することで法的には不可能だったはずの松永銀行の債権回収を助けた。

ただし義倉は、神野家への三五〇〇円の債権を全て放棄したわけではなかった。なぜなら、債権回収は破産後も法的に保証された権利であるのみならず、それを全て放棄すれば義倉の経営自体にダメージを残す。さらに義倉が多額の債権放棄を容易に認めれば、義倉の社会的信用も落とす。その一方で債権回収を強行すれば、神野家は離散するほかない。

義倉は、債権回収と神野家の家永続という二つの難題を、同時にクリアせねばならなかった。そのために義倉が注目したのが、義倉から各家に毎年支給されていた「報酬米金」であった。先の三五〇〇円の残債回収にあたり、義倉は神野家に次のような「貸金処分及仕向金」の計画を認めさせた<sup>(8)</sup>。その計画とは、①「最近之利息ヲ勘弁」して三〇〇〇円の回収

をするために一九〇三年から「拾年無利息年賦」で一年三〇〇円を義倉に返済、②そのため「報酬米金」は「貸金抵当」として義倉が差し押さえ、「残米金は神野利右衛門生計費トシテ」支給、③一九〇三年から一〇年間、家産を再建するため「趣法金」として年一〇〇円を支給し、義倉で積立利殖する、というものだった。

このように義倉は、一〇年計画で債権回収と神野家の家政再建を企画した。義倉が「報酬米金」を差し押さえたり、家産の元手となる「趣法金」を神野家に手渡さなかつたりしたのは、他の債権者が担保として差し押さえるのを避けるためだろう。従前通りに支給すれば、その途端に債権者は差し押さえが可能で、神野家は生活すらできなくなるからである。

ともあれ、この計画で注目したいことは、義倉からの「報酬米金」が、年賦返済金を差し引いてもなお、神野家の生活費を捻出できるレベルと想定されていたことである。報酬米金は義倉の債権回収と理事家の永続を両立するための安全弁になっていた。

神野家の債務整理と家政再建計画は、義倉の目論見にもかかわらずかなり難航した。実際、先の三五〇〇円とは別口の債務として三〇〇円を「五ヶ年賦」で返済していたのを、一九〇六年から「無利息、拾ヶ年賦」に繰り延べた。一九〇三年を起点とした一〇年計画から一二年後の一九一四年、信岡家は「歳月ヲ経過シタル今日ニ至リ同氏(神野家)回復ニ至ラザリシ」ところ、神野家の依頼を受けて信用貸の「残金ハ

当方ノ損失ニ決シテ証書返却シタ」と日記に記している。<sup>②</sup> 神野家の家産は、破産前の水準まで「回復」することはなかった。

しかし、神野家は一九一六年に義倉理事に復職した。<sup>③</sup> 以後、利右衛門は、死去前年の一九三五年まで理事職を勤めている。ここから、全ての債務は一九一六年までに完済ないし放棄がされたと推測される。もし債務が残っていれば収入（理事報酬の受取）が発生した時点で、それが差し押さえられるはずだが、そうはなっていないからである。少なくとも、神野家の家永統は実現しているから、一〇年計画の目的は一定の成果を上げたと言評価できる。

### Ⅲ (D) 河相三郎家の事例

河相三郎は一九〇三年五月一八日、「小生義、両三年來失敗ヲ重ネ家政上困難ヲ相極メ」ており、「家政整理致シ居候場合」なので、義倉からの債務四口（二七〇〇円、一〇〇〇円、二〇〇〇円、メ三契約の借金、さらに一〇〇〇円分軍事公債の貸与）につき、次のように処理して欲しいと義倉に依頼した。<sup>①</sup> 二七〇〇円と一〇〇〇円の債務メ三七〇〇円を、現金ニテ返金スルコト（＝繰上返済による支払利子の節約）、<sup>②</sup> 二〇〇〇円の債務は福山銀行株一三〇株を一株あたり一五円で「担保ヲ其俣御引受」を「懇願」する（＝抵当流れ）、<sup>③</sup> 軍事公債一〇〇〇円は、福山銀行株三〇株を一株一五円で、福山貯蓄銀行株九〇株を一株五円で、「担保ヲ其俣御引受」

を「懇願」、というものだった。<sup>④</sup> 本件は、河相三郎本人を除く理事の合議の上、「委細河相三郎ヨリ差出シ候書面ノ通」として義倉に受け入れられた。これらを要するに、義倉からの複数の債務を繰上返済と抵当流れで解消したい、ということであった。問題は、河相家が「懇願」した抵当流れの<sup>②</sup>案と<sup>③</sup>案の評価であり、それがどちらにとつて有利だったのか、ということである。

それは、河相家にとつてより有利な債務解消の在り方だった。<sup>②</sup>案は、福山銀行株の資産価値が問題となる。義倉の資産評価帳簿である「財産帳」によれば、福山銀行の株価は、一九〇一年二五円、〇二年二〇円、〇三年一五円であり、三年で四割下落している。<sup>⑤</sup> さらに一九〇二年に福山銀行は業績不振で減資処分、一九〇三年の上半期は無配当となつてい<sup>⑥</sup>る。河相家の申し出の時点で、株価はさらに下がることが予想されたし、時価並に一五円で引き受けても一九五〇円相当で債務額には満たない。<sup>③</sup>案についても、福山銀行株の含み損を義倉に付け替える意味を持つ。福山貯蓄銀行の株価評価は分からないが、<sup>②</sup>案と同様、義倉に損失を与えるものであった故に河相家は「懇願」したのである。そして、<sup>③</sup>案では通常の現金貸借ではなく、軍事公債の借り受けであったことも大事である。なぜなら軍事公債は額面通りの償還が保証された安全資産であるのに対して、企業株式は企業経営の成否によつて資産評価が大きく変わるからである。つまり<sup>③</sup>案の本質は、安全資産（軍事公債）とリスク資産（株式）の交換、

義倉に損失リスクを肩代わりして欲しいということである。その「懇願」を義倉は「書面ノ通」に受け入れた。一九〇三年には「損金」として一五六〇円が「河相三郎ヨリ買取之分」として帳簿に計上されている。この「損金」を融通四口の総額六七〇〇円に対する損失と見れば、義倉は、債権の二三％を損失とすることで、河相家の「家政整理」を実現したことになる。

#### IV 河相一郎家の事例

(E) 河相一郎家は、法人化以前より義倉から家政再建の保護を受けており、それは家計に余裕がないにもかかわらず子弟二名が東京に進学したことによる費用負担や一郎が経営していた材木商社の不振によるものであったが、一九〇三年には次のような「懇願」を義倉に出した。<sup>⑥</sup>すなわち「予て家政不如意」のため「只管負債」が増え、「家計上倍々困難ヲ極メ」ている。義倉からの借入金一七〇〇円は無担保のため「規則上不相済」ため、なんとかして返済したい。そこで五年間、金利を年七％に引下げ（従前の利率は不明）、さらに六年間義倉から年一〇〇円の「御補助」を得たい、という。

これに対して、義倉は石井家と信岡家が協議して、河相一郎家の債務一七〇〇円の内、二〇〇円を繰上返済させ、残金一五〇〇円として年利を五％に引下げ、七年間で皆済させることを提案し、実行された。河相一郎家からの家政再建案と義倉の提案が、補助金の有無、年利の高低、返済年限の長短

の三点において異なること、実際に採用されたのが義倉案であったことが、ここでの検討課題となる。

河相一郎家の原案と義倉の再提案を比較すると、一郎の原案では総返済額二〇一九円、年間返済額四〇四円、五年返済、補助金六〇〇円、これを仮に五年で受け取るとすると年一二〇円になり、差し引くと一年の実質負担は二八四円となる。補助金を考慮に入れると、実質的な総負担額は一四一九円である。これに対して義倉の再提案は、繰上返済分も含めた総返済額一九八五円、年間返済額二五五円、七年返済である。義倉案の方が、総負担額は重いが一年あたりの負担は軽く、返済年限も長くなっている。

これをリスク負担の面で評価すれば、無担保でより長期の返済となることは、より大きな貸し倒れリスクを義倉が負担することになる。一方で、河相一郎家の負担感の面では、義倉案は、総負担額は大きくなるものの、より緩やかな返済計画である。子弟二名の教育費負担が河相一郎家の家計を圧迫していたことを想起すれば、それが即時に解消できる見込みは薄い。このように、貸倒れリスクの増大と引き替えつつ、より現実的な債務解消計画を河相一郎家に義倉は提案し、実行したのである。

なお、河相一郎はその後、返済中の一九〇七年に「追々老朽、常務之任ヲ尽ス能ハ」ないとして常務理事を辞任<sup>⑦</sup>、翌年死去した。一郎の息子、河相直吉は、直ちに「義倉ニ於ケル義務権利私ニ於テ相続」する旨を義倉に連絡し、了承され

た。<sup>(4)</sup>しかし、直吉はこのとき学生で家産管理ができなかったため、河相一郎名義だった有価証券を義倉は預かり、一九一五年に返却した。つまり義倉は、河相一郎の遺産管理により直吉が成人するまでの家経営を補助していた。

問題は、相続の一九〇八年時点では、先の返済計画の六年目の途中で、おそらくは二年分の約五〇〇〇円の残債があったことである。「義倉ニ於ケル義務権利」とは、一郎の債務を弁済する義務であり、義倉の利益分配を受け取る権利であった。義倉から債務弁済の催促を受けた直吉は、「分配金ヲ以テ御引去」、つまり債務と分配金を相殺して「不足之節ハ御報ヲ得次第御送金」し「剰余有之候得者御預リ置き候」と回答し、認められた。一九〇八年度の河相直吉への分配金は五三四円だったので、残債と分配金は同水準であつたらうから、直吉の相殺案は妥当な申し出だった。

このように、(E)河相一郎の債務返済計画は、義倉によってより現実的で緩やかなものに修正され、その家を継いだ直吉の資産管理を義倉は助け、最終的には義倉との権利義務を相殺して貸借関係は解消された。その後、河相直吉は一九三七年に理事に選出され、終戦時まで理事職にあつた表<sup>(2)</sup>。直吉の理事職復帰は、義倉が同家の永続を長期にわたりに支え続けたからこそ実現したのである。

以上のように、義倉からの経済的利得とは別に、理事家はその家永続の危機において義倉から相当に手厚い保護を受けた。それが彼らの家永続を実現したことは明白である。特

に石井英太郎家の場合、複数回にわたる土地取引と無利子融資により家産の減少を食い止めていたのであり、石井家の名望家としての名声は、義倉なくしては成立しなかった。義倉よりも政治経済活動で名望調達した河相三郎にせよ、家経営の一割程度は義倉からの利得によるものと推定されたし、経営危機に際しては義倉の救助を受けている。家永続なくして政治経済活動の持続は不可能なのだから、そこで調達された名望もまた、「家業」として義倉に関わっていたからこそ実現されたとみななければならない。

一方で義倉の保護を受けつつも、家産を失い、家名の維持のレベルにとどまった事例の評価は、次のように整理できる。神野家の破産は、義倉が関与しなかった場合、地域経済により大きな被害を与えたはずである。義倉が神野家を永続させたことで、松永銀行や信岡家などの債権者は、部分的にでもその債権を回収することができた。河相一郎家の場合も、債務と分配金の相殺、有価証券の管理を通じて、家永続を実現したのは義倉であった。そして神野家・河相一郎家ともに、家産は回復しなかったが、後に理事職に復帰した。つまり、負債整理に決着を付け、義倉を通じた地域貢献を再開できたのである。

本章を小括する。理事家は義倉から俸給と利益分配を通じて経済的利得を得ていた。利益分配は出資比率に応じたものだったので、その多寡や家計への貢献度は自ずから差異があった。しかし、その経済的利得は、程度の差はあれ理事家

の家計に一定の収入をもたらし続けた。信岡家が不況期の赤字転落を防ぎつつ諸団体への寄附を実現できたのは、義倉からの経済的利得により家計を維持できたからだろう。さらに義倉は、彼らの家永統の危機に際して、資金提供だけでなく土地や金融資産の取引や有価証券の管理など、あらゆる手段を動員して対応した。その対応は、理事個人の保護といったレベルではなく、次世代への家継承を可能とするものであった。これらの経済的利得や家永統の保障により、義倉理事家の名望家としての地位は、より長く保たれることになったのである。

### おわりに

本稿は、従来の名望家史研究において注目されてこなかった公益法人に着目し、具体的には財団法人義倉とその理事を取り上げ、理事職が事実上の世襲、つまり「家」として財団法人に関わっていたことが地域社会における彼らの評価にどのように関わっていたのかという問題関心から、財団法人義倉とその理事の地域貢献と家永統を、できうる限り実証的に明らかにしてきた。以下、各章で明らかにした事実をまとめ直した上で、本稿の結論とその含意、今後の研究展望を示したい。

第一章では義倉の理事家の盛衰と名望の在り方を整理した上で、義倉の地域貢献がどのように彼らに名望をもたらした

のかを論じた。彼らは「家業」として義倉の意思決定を担い、そこで地域社会の資金需要の特徴を義倉の事業支出に反映させた。石井家が図書館経営や公益質店の導入に事業支出を集中させたように、あるいは信岡家が居村の小学校増改築費調達や村内貧困者救恤に義倉を関与させた如く、彼らは義倉の地域貢献を自らの効用を最大化させる方向で調整した。そしてそれを明示的かつ効率的に自分の功績として地域社会に誇示できた。彼らの名望家としての社会的評価が義倉との関わりでなされた事実は、その誇示が地域社会に正当なものとして受け入れられていたことを示している。

第二章では、義倉の存在が理事の家永統にどのような経路と水準で寄与したのかを解明した。義倉は彼らに利益分配と理事報酬を与えることで、程度の差はあれ家経営を下支えした。そして家名維持の危機において義倉はあらゆる手段を動員した。河相三郎家のように政治経済的活動により名望家としての立場の維持に成功した場合でも義倉がなかった場合にそれがより好転したとは想像しにくい。なぜなら彼らの家は義倉を「衆望」の源泉としていたからである。名望家としての地位維持に失敗した場合でも、全ての家で家政整理に義倉が重要な役割を果たし、家名の維持には効果を上げた。それは長期的には、地域社会との関係断絶を成功裡に回避し、地域貢献の担い手への復帰を可能とするものだった(神野利右衛門は常務理事で復帰、河相一郎家は、直吉が理事として復帰)。

このように、財団法人義倉の理事は世代を越えて継承され、その事業支出は理事の意思決定によりなされるが故に、地域社会の中で名望を調達するための有効な方策として機能した。彼らが世代を越えて義倉に関与し、義倉から経済的利得と家経営の保護をされたのは、義倉への関与が彼らの「家業」であったからに他ならない。以上、財団法人義倉は理事家の「家業」として地域社会に受容されることで彼らの名望の源泉に位置付けられていたのであり、その名望は、義倉の意思決定に理事家が持続的に関わることでより強く調達され、義倉から理事家の家永続を多面的に保障されることでより長く維持された。これが本稿の結論である。

従来の研究は、名望家の個別事業を取り上げ、その実施が直ちに名望調達、社会的立場の維持に役立つかのように説明される傾きが強かった。それに対して本稿は、在地レベル公益法人への関与を名望家の地域貢献の一環に位置付け、具体的には財団法人義倉の理事家に着目し、地域貢献と名望調達の関係、そして家永続が名望の再生産に寄与する具体的な理路を解明した。総じて、名望家個人の政治的・経済的な地域貢献に限定されない、公益法人を通じての名望調達のパターンを実証したのが、本稿の研究史に対する貢献である。

続いて、財団法人義倉とその理事連中という一事例限りの分析結果がどこまで一般化しうるのか考える。論点を先取りすれば、本稿で観察されたような公益法人の事業支出を通じて理事家の名望調達や、法人の側からの理事家永続への関与

は、程度の差はあれ他の公益法人でもなされたことだと推測される。なぜなら、公益法人はその規模・事業内容はいずれも多様ではあるがその存在は全国的に広がっていたし、そこでの担い手もまた名望家層であった。そして、公益法人の理事連中がその地域貢献から自身の効用最大化を狙えるという条件もまた制度的に共通していたからである。

最後に、今後の研究課題について二点指摘する。第一に、義倉の事業支出を経営総体との関連において検討することである。固有の資産を所有・運用し、その果実を事業支出によって社会に還元することに公益法人の本質があったとすれば、その事業支出の在り方は、法人としての経営総体において解明されるべき問題である。そして、その際の事例研究としての優位性は、義倉のような在地レベルの公益法人にこそ内在している。なぜなら、在地レベルの公益法人は、資産運用と事業支出が同一地域で完結する傾向が強くなることが予想され、その場合に事業支出は、地域社会の利害に関わる度合いが高くなるからである。事業支出が法人経営とどのように関わり、それが地域社会の利害をどの程度に調整できるものだったのか。このような問題関心から経済史的研究を深めることが、義倉の歴史的意義を見極める上で不可欠の仕事になつてくる。第二に、戦後改革と終戦後の経済変動が義倉に与えた影響を明らかにすることである。大規模な土地所有からの利益が義倉の事業支出を支える経営基盤であり、かつ、それが理事職の名望の源泉であったとすれば、義倉を介した

名望調達のルートが戦後も持続できたとは想定することは困難である。実際、戦後の農地改革やハイパーインフレは名望家の家産を損ない、所得分布の平準化を実現させた<sup>(2)</sup>。義倉は農地買収により経営基盤を失い、理事家も家産の縮減に直面したはずである。そのとき義倉は、戦前の事業支出の在り方を維持することができたのか。それはまた、理事連中と義倉の関わり方、彼らと地域社会との関わり方にも一定の変化を促すことになるだろう。その変化の幅を、本稿の分析結果との関係において吟味していくことが求められる。以上の二点が今後の研究課題となることを展望し、本稿の考察は終結となる。

- 注(1) 中村政則『近代日本地主制史研究』(東京大学出版会、一九七九年)。  
 (2) 奥村弘『近代日本形成期の地域構造』(『日本史研究』二九五、一九八七年)。  
 (3) 有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』(吉川弘文館、一九八〇年)、石川一三夫『近代日本の名望家と自治』(木鐸社、一九八七年)、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』(弘文堂、一九九〇年)、高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』(柏書房、一九九七年)、丑木幸男『地方名望家の成長』(柏書房、二〇〇〇年)。  
 (4) 谷本雅之『近代日本における、在来的な経済発展と工業化』(『歴史評論』五三九、一九九五年)、谷本雅之『日本における、地域工業化と投資活動』(『社会経済史学』六四—一、一九九八年)。

- 年)。  
 (5) 筒井正夫「農村の変貌と名望家」(『日本近現代史』(2)資本主義と「自由主義」所収、岩波書店、一九九三年)。筒井氏は、静岡県県の「名士」略歴の検討から、名望家を「政治・経済・社会等の諸分野で維新以来の近代化・文明化を推し進めることに貢献した「開明的」な者達」と捉え(二二四頁)、「議会・政党を通じて地域利益の獲得・分配と、国家諸機関・諸団体による国民の諸側面にわたる組織化を通じて、「地域公共の利益」「国民の福利」に貢献する姿を示し、もって自らの名望を再生産し、支配の正当性を中下層民に指し示していった」という(二四九頁)。なお、筒井氏の議論では積極的論点とはなっていないが「名士」のリストでは「寄附事業」は全体の約三割の者が該当している(二一五頁の表参照)。  
 (6) 大川啓『近代日本における「慈善」と「不穏」』(『歴史学研究』八〇四、二〇〇五年)、大川啓『近代日本における名望と地域福祉の社会史』(『歴史学研究』九二九、二〇一五年)。  
 (7) 飯塚一幸『明治期の地方制度と名望家』(吉川弘文館、二〇一七年)。  
 (8) 中村尚史『地方からの産業革命』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)。  
 (9) 大門正克「名望家秩序の変貌」(『日本近現代史』(3)現代社会への転形)所収、岩波書店、一九九三年)。  
 (10) 「家」として地域社会に拠点を置いたことが、名望家の寄附行為の動機に繋がっていたことについては、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』(農山漁村文化協会、二〇一一年)。  
 (11) 黒沢文貴・河合利修編著『日本赤十字社と人道援助』(東京大学出版会、二〇〇九年)、法政大学大原社会問題研究所編『協働会の研究』(柏書房、二〇〇四年)など。

(12) 数少ない事例研究として、大杉由香「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済」、『社会経済史学』六一—四、一九九四年。大杉氏は財団法人秋田感恩講に着目しているが、ここでは、公益法人であることが積極的論点としては位置付けられていない。

(13) 中山富広「近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識」(上・中・下)『芸備地方史研究』二四三・二四九・二五二、二〇〇四—二〇〇六年、平下義記「救法」の村請—備後国福山藩領の義倉運営—『農業史研究』五二、二〇一八年。  
(14) 平下義記「近世近代移行期における福山義倉の質的变化」『広島経済大学経済研究論集』、三九—二合併号、二〇一六年。

(15) 豊田寛三「福山「義倉」とその経営—明治と昭和初年における—」(『広島大学教養部紀要』六、一九七二年)。

(16) 平下義記「明治の中の「旧藩」—明治二四—二六年旧福山藩領「義倉事件」の分析—」(『史学研究』二八七、二〇一五年)。

(17) 平下義記「明治期における福山義倉の組織変革」(『史学研究』二八二、二〇一三年)。

(18) ここでは、戦後の経済改革や「家」制度の変容の影響を想定している。

(19) 一八九九年「財団法人申請書・規則・定款」(義倉文書)。

(20) 一九〇九年四月一九日付「農事有功石井英太郎氏」『中国新聞』(福山市歴史資料室で閲覧、以下同様)。

(21) 一九二七年一〇月一七日付「本県最初の県会議長 故石井翁の事績のかずかず」『中国新聞』。

(22) 信岡家の研究としては、以下を参照。勝部真人「確立・興隆期における(近畿型)地主制の諸特質—備後福山地方事例

として—」(『史学研究』一四九、一九八〇年)、棚橋久美子「地主制衰退期における地主経営の動向—広島県芦品郡信岡家を事例として—」(『内海文化研究紀要』一七、一九八九年)、平下義記「明治期、備後地域における大地主の家的結合—広島県芦品郡戸手村信岡家を事例に—」(『史学研究』二七〇、二〇一一年)。

(23) 一九三三年六月四日付「信岡錦一氏(農業) 広島県芦品郡戸手村」『中国新聞』。

(24) 一九二四年八月二七日付「一級候補河相三郎君」『中国新聞』。

(25) 一九〇八—一〇年「公益事業補助出金勘定」(義倉文書)。

(26) 以下、戸手村・坪生村の全耕地・地価金については、広島県内務部県治課編『町村實力調査』一九一〇年版、国立国会図書館所蔵(閲覧は広島県立文書館所蔵の複製版)を参照。義倉の土地所有については、各年「不動産計算帳」(義倉文書)、信岡家の土地所有については、一八九九年「更生土地反別地価小作定米原簿」(信岡家文書) 記載の情報に、一九〇〇—一〇年の「田畑買入反別計算帳」(信岡家文書) から売買情報

を復元して計算した。

(27) 一九一〇年「永代日誌簿」(信岡家文書)。

(28) 一九〇八年「会議案」(義倉文書)。

(29) 市川太一「広島県選出帝國議會衆議院議員の経歴」(『修道法学』五一、一九八二年)。

(30) 一九一四年「私立義倉図書館報」(近代デジタルライブラリーで閲覧)。

(31) 一九二七年一〇月一七日付「本県最初の県会議長 故石井翁の事績のかずかず」『中国新聞』。

(32) 一九〇九年「義倉」(会場不明、一九〇九年の講演原稿)(信岡家文書)。

- (33) 一九〇九年「公益事業補助金勘定」(義倉文書)。  
 (34) 一九一二年「永代記録」(信岡家文書)。  
 (35) 一九一二年「明治四十五年度 会議決議案綴」(義倉文書)。  
 (36) 一九一三年「明治四十五年度 会議決議案綴」(義倉文書)。  
 (37) 一九一三年「公益事業補助金勘定」(義倉文書)。  
 (38) 以下、公益質屋制度の概要については、渋谷隆一『庶民金融の展開と政策対応』(日本図書センター、二〇〇一年)参照。  
 (39) 一九二一年「大正十年二月ヨリ 会議決議案綴」(義倉文書)。  
 (40) 一九二四年「改正公益質店規則」(義倉文書)。  
 (41) 一九二一年「日誌」(義倉文書)。  
 (42) 内務省社会局社会部「公益質庫の現勢」一九二六年、東京大学経済学部図書室所蔵。  
 (43) 一九一八年「官庁町村役場達書照会書綴」(義倉文書)。  
 (44) 一九三九年「第四拾四期事業報告書」(義倉文書)。  
 (45) 一九一八年「大正七年一月 重要日記」(信岡家文書)。  
 (46) 一九一八年「大正七年 日誌」(福山市政文書)〔福山市史近代現代資料編Ⅳ社会・生活〕一四七頁。  
 (47) 一九九九年「日誌」(義倉文書)。  
 (48) 勝部真人「第一次大戦期の福山地方における所得調査の分析」(有元正雄先生退官記念論文集刊行会編「近世近代の社会と民衆」所収、清文堂、一九九三年)、五二二頁。  
 (49) 一九一八年「大正七年度 会議決議案綴」(義倉文書)。  
 (50) 三和良一・原朗編「近現代日本経済史要覽補訂版」(東京大学出版会、二〇一〇年)、一〇七頁。  
 (51) 買戻特約付土地取引については、大栗行昭「明治期における土地買戻慣行の成立と展開」〔歴史と経済〕二二六、二〇二二年)参照。  
 (52) 一九二六年「秘記」(義倉文書)。
- (53) 一九三二年「昭和七年度 会議決議案綴」(義倉文書)。  
 (54) 一九〇一年一月一日付「福山通信」『芸備日日新聞』。  
 (55) 一九〇二年八月二日付「福山町通信」『芸備日日新聞』。  
 (56) 一九〇二年「明治三十五年 議案綴」(義倉文書)。  
 (57) 一九〇二年「永代日誌簿」(信岡家文書)。  
 (58) 神谷健夫『破産法』(明治堂書店、一九二〇年)、国立国会図書館オンライン。  
 (59) 以下、一九〇二年「明治三十五年 議案綴」、「日記」(いずれも義倉文書)。  
 (60) 一九〇三年「明治三十五年 議案綴」(義倉文書)。  
 (61) 一九〇五年「明治三十八年度 議案綴」(義倉文書)。  
 (62) 一九一四年「永代日誌練出簿」(信岡家文書)。  
 (63) 一九一六年「保存書類綴」(義倉文書)。  
 (64) 一九〇三年「明治三十六年 議案綴」(義倉文書)。  
 (65) 各年度「財産帳」(義倉文書)。  
 (66) 一九〇三年福山銀行「第十五期營業報告書」(広島県立文書館、信岡家文書の複製版)。  
 (67) 一九〇三年「財産帳」(義倉文書)。  
 (68) 一八八六—一八八八年「義倉社日誌」(義倉文書)。  
 (69) 一九〇三年「明治三十五年 議案綴」(義倉文書)。  
 (70) 一九〇七年「議案綴」(義倉文書)。  
 (71) 一九〇八年「保存書類綴」(義倉文書)。  
 (72) 一九〇九年「保存書類綴」(義倉文書)。  
 (73) 南亮進「日本の経済発展と所得分布」(岩波書店、一九九六年)。

(広島経済大学経済学部)